

(案)

中教審第 号
令和7年7月4日

文部科学大臣 阿 部 俊 子 殿

中央教育審議会会長
橋 本 雅 博

大学設置基準の一部改正について（答申）

令和7年7月4日付け7文科高第503号で諮問のありました標記の件
については、これを適当と認めます。